義經記

特別
14
1919
50

小田嘉蘭遺稿

卷二

38- 8878

176356

○吾妻雪接余の家と寓すること数日終る日余の家
る今を終ふ殁後数年一箇あり大人之れを解耕雲の無
め耕雲殁する後家兄の所有と云ふ○雪接の造所
る今尚余の所有なる為すること能はず
京書肆刻の印出ずるを之れを玉井良斎の無ふ印
のみなる板全く形内描写のみなれども雪接
墨戯の行なはるゝ大人の詩のみ多けれども
雪接を知らず大人の詩のみ多くを画き方西
園を学ぶ(方西園菊蕾異の大家なり雪接の
弥彩七しかのみを云ふ今尚余の
寝室に掛く)彫る屋敷なれども隠居勤
勉の男なりしと云ふ殁後の数年を高野の名

家を大いに周旋する事あるに雪擣墨成の一書を得んを期待するあり、公刊されんことを乞ふ先ず北海道の所在海村古山文彫の六字芙蓉書すること能はざるの海岸の碑ありと聞き、自ら其所在を尋ねて往いて探る、碑を掘出りしを見て感ずる此に於て所在海岸を尋ね、日長雲清無を高くしし、此書を古山文彫の碑と称す中ほどの海岸の碑文二あり、一を片山北海撰文奥八永鉉の書する京師一高所石を上せしむる、一を栗山撰文芙蓉の書する至行の徒を有しを古山海岸の遺族の家を訪ひ為めに詳細を得た

る京の者と云ふ古山氏の碑の湮滅の惜しんことを憂ひ自ら石を刻して建てんと欲するの意なりしも何ぞ栗山文を撰し北海の撰文を取りしも何ぞ蓋し古山氏の碑陰に書して曰く吉田不用此雙美而刻片山北海撰文於石何也、芙蓉書韓愈作平淮西碑吉田猶氏文不實前之而改刻段文昌文世俗之見往々如此可笑也」と云へり而して田氏の碑文は文昌の碑を模倣して曰く方文伯仲の間なる故に文昌を推尊の碑を擬し、往んを西之と云へり高所の元撰を首肯する能はずと雖も之を文昌の碑の模倣なりしことを思ふ、云はず知る可

七雪稿ニ大業保存するの碑を建てんことを以て後世に
伝ふることあらんと謂へり其山文子たの
めに記しあり
第紳長野氏人也、偉度的家方徳、与妃佐
野氏、其祖時雲次郎家弧絃、有五十歳
某者、棄已家就而鞠之、次成佐野氏第
義之、身冒五十歳、及其六十歳、
次不得已於義大納言、猶吳氏十許年、
七十後乃復五十歳也
とあるもこれ氏の由来明らかなり
而して雪稿を浅的の庵子たると記臨せしが
碑文の書あるなり

要伊森氏生三男、曰廊行曰元誠曰元敬孫曰
主義曰其正曰其恕曰善五仲男元誠歳稍
五十歳、餘復佐野氏、皆成書家之
雪稿を地内伊森氏俗名を記せざるハ今
まだひ難し後日の大人ゆいて之を刻ちん
とのなり也
（備考）北海の撰文ニたのめて記しあり
安永丁酉歳恭奉勅旨奉画数幅即勅
歌所其公恩賜五色之歌、且芝山内言其
公賜姓吳氏、不知何故、先生自六十至六十
九用之、自知其非政復五十歳、要伊森氏
生三子、伯顧行、仲元誠、季元敬、皆善

給事厳行早逝、元誠為嗣、生二子、兄主基
第主殿、元敬更復本姓、生二子、兄其正弟
其遠

○新居清右衛門尉元正同文銘遠説曰、田鍋安之助
元正本出人支那、元和年間、為清国の使者、
来り住す、乃ち勤仲一を以て田鍋甲斐と為す、
那の湖南湖北の支那の中流にも二つあるべき家
元来教を事とする故、饒多也、強き人、乱も軽
落ること、平生なれども、我こゝに陸奥のぬき義抑め
元正の代、ゝゝ日本の人を作り、伝を作り
宋国落ちぬ、湖南の中流、しうかく湖南
の統治、ゝゝ人の勤仲一

七又湖南中流、仲一、支那の義の人、我の赤
通ずきも、全解く、湖南を初、浦し得ず、也一
同仲人、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ
某を、伝統、伝説、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ
守の、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ
困しみ、若し、仲一、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ
攻乱、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ
端、那、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ
ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ
北、端、那、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ
ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ
の、結果、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ

を見するものあらざるの故を以て彼の
外威を恐れ遂に其二所の大砲を裁さんと謀端
せしも可し先に彼の宋地へ行きしとき
雷鼓あるを此地も四々義徒の数を点ずるの
所にて四々義徒を掌る諸藩を志すものの
彼れこゝに此地へ行しとき幕兵のみのあるやと
も思ふる諸藩の書類を悉く焼
一概に亡ぶする能はずとてこゝり

○北沢なる乗上人、上総の沙九四位の画屏風を見て行つたとき、屏風に画かれたる寺院の景色、[illegible]
拾遺の深更也、[illegible]
寺院のようとそうしを詠しを書いたるようう
陸列の絵画する[illegible]あるうの板しを
試心する能のようのようい、雅邦や観山や
大観などいう作者のようなものもあるようけれども
雅邦の山水、新しく春画の猿猴を観て上出
来とは思はれない、観山の猿猴二枚作るよりも

筆端が出来ない、山水でも一枝でも上出来とは思
はれないが、二三図の僧の顔してある所で
酒の札の顔である、これは能く寺院の絵など
を思はせる雅邦は出来る筋に白を抜らない
彼はまだ若い、それも自ら御筆の意あるので、自
分が何か工夫を凝らして画を出すと直ぐに
一流の真中に真に似る、次ぎの絵などに
抜けないで似せたことの自分であった様に陳列さ
れる、似ることも雲章冬目の構造の若々しい
を見せるが、子弟作の隣にあるので見
菩薩画の錦繍を思はせて捫範らしき
ものを示さずあるのみであるから画

を並べ折り立て四幅に至るも才ないのに人を見
せないが、これも自分を考へしめないで用意しあ
ると共に絶大な家の心持を表はしたもので
要点の流しく来るのは雅邦の人で、未だ望を
属するものは大観や観山廣業玉堂あたりん
といふあるを言ふ事だ大観もなる観山や積
風なもの比肩に出来ないが、これらは筆が寧ろ
枝を否定して描画に志しては男ひあるが学殖
がある隠ならぬひあるものらは厳密の如くない
のが幽なるを雅邦も及ばないことのある
だけに落款を直すに選び出されたとき天
地清浅の雅致の雅邦子事中々とした、これは

土雅軒七内宴(困つたのひあり、そこで大観は
書つて見ろと命ずると大観は苦もなく言いと
西宝閣を見ると、うつ形容も苦しめるものの
ひも雲のめき、鋼の光きこうこうこうる勝脈と
海冊二神をあらはし四ひとそうこの書ひこ
みも学張つてもんは出来ない芸術ある
武祝山や横風きこうく甘いと云へども稚
邦を撮影きこ家子自流を知しめたこう
岩壁(すまつとこうくこそこそひ
何んとしろ美術院流の絵を誰もこうの
評ちしめく勝脈流ひある、よく表表でお
一流をなしはなきもこうこうひき勝うひ

あるこうう、左の四五の一画を先ご角今市の名物と
思つこと

竹坡(四)観の書つた人(言)、悲哀の二画を大分
活あひあるこう四観の表年の作人をあひ
お竹坡のを宿人うち支那人を磨画こうこの大
画ひ久分の画うの表くおこもこうこの表
分の好き言はけも書こもこのひあるそうひ
うこの一ッの山ひある、泥左分の生の之をん
系文上妨けあうとこうとこうとこ書ひあるの
三分の山も高ッとこうとこ生とは

誰をとがめて人をうらむべき、所詮
世間無常の理を全くこの雪をもてあそぶ
とかやとしめんとてしたりし彼が聽うすくして
西つよくなりぬるのちいのち惜しむべきなり、の事
とてそを学問する者ども
飲けるとて、仏事家業
飲けるひまあらんと思いかんみる
寺西と酒飲行人うたもうたのみの一事を悔り
とうるもの金もるも酒屋をパルワニファイする事
う出来ぬ故なり、とかくも寺西事
も困ッと捨るひまあったう先う角立ちすると
ちゃ給へ〜と

西宮の書の聖ものもドトンちゃるが掛けてあるしの
と寺西の書とを張りて人の石刻の筆ゆ
うけてある、ぬるくうけてある彼岸の
を待ちうと冷〜のしに寺西のちゃ
西四人の床の写るとケしきちゃ、仏
祖よいうをうけちゃ自家の名称の変
すうう滅多のちゃ、ものもうけられない、言もよい
ちゃとちゃと比るやうに私かうひもひ写いたん
ひあるうう私かうひもちゃ人をくなる事
の床の写る所をこれ
とも等る絵道理あるを

○北海道開拓使官吏[illegible]陽を[illegible]ひ
[illegible]と大[illegible]の軍人[illegible]を一寸面[illegible]

英國の義勇[illegible]も四[illegible]
[illegible]兵士とう義勇兵士とのこゝろと大屋主流
だの宮殿をたゝくと[illegible]及[illegible]ある私しの行
つたゞ[illegible]下[illegible]倫動び[illegible]集[illegible]ひあうひだが中ま
[illegible]応の多[illegible]の子[illegible]も好んで四[illegible]のみる之る投
[illegible]子ひとう大[illegible]集[illegible]
[illegible]を[illegible]ことの
出来[illegible]も宮[illegible]外套を着[illegible]ことの出来
す、こゝはぐづ〳〵悔[illegible]
のあを通[illegible]下[illegible]の之[illegible]ド
ゥだ黄[illegible]
[illegible]「[illegible]」「私ひもたんまもう
[illegible]「[illegible]ナレル、着物[illegible]ば主流[illegible]

「それでもまだわからぬか」といふ様な顔付だ、丁度平素
薩州の桂庵で人入をする様な顔で、それを訓練
したのが大英國の英吉利の義勇兵で、その義
勇兵も皆紳髭めいた様をして居る、帽子を被
るので帽の合け目の所を見ると括って被って居
る、それから其の兵士を詳細にして居る様を見やる
と多くは女と手を指してゐる
米國何人か見て居ると「一亞米利加の大國を以
てしても繁昌なるフヰリッピン島を防ったと
て大騒ぎをして歓迎する光のなすもので
のチッコを米國人が歓迎すると寫さんとて
ふのである、其歓迎の式を見る心持をそうさまズー

ツト市内の重なる所を行軍を初め、兵隊又各
聯邦から出たる歓迎の兵隊の列を作って大変
な義で行列をして出かけて居る、其行列をして出
かけて居るの子供などが麺麭を投げるものが
ある、それを何かみるのも見つて歩きながら飲み食ひを
喰ふ、それから寫真が盛んに來るのである
猶是から是れ等亂國人が一入まゐでの階級の上に立
つて尊敬をうけて大統領の其の側として演説
中演説で大喝采を博した其の事を讀んで居る内
に「平和克服を顧例になる」といふ實に何の中を
総て女の権力に飼して居れる様子を描いて居るので
あつた、王でも女王でも大臣でも兵隊でも皆婦人を用ゐたので

時人が天下を知らんと志すも先ず隣邦を鎖ぢて服装
ひ改むひ敵兵式を行ふべきの説を唱ふるに社会の
のみあつて、生の陸軍大臣が、「我国人こそ第一の
階級なり彼の文学を生ずるの情民」なりと此の間経ふ
所なう絶世の美人の口を離れて猶ほ遠く計
りてあつて」とあるが芸術の価値を論ずる
底消極的ひあるが流石に輝色ひある
○者は之を今日の海の一節も書
きかん

英国の法律の歴史を法律的の法律として
研究するひ点法律の解釈に自分の意見

大正四年の新年の風ひある、学ぶ所ん此れ英国の
新法文は言ふも興味あるものひ時として法律を
ひらるも面白い節がある、新年紙上に記臆も
なる、龍動の古き法律ひて情夫情婦の未だ
て教ふし得ざる程の二的ひ
ざるを深く生の情婦を定めしたるの二的ひ
生の情婦の父が大なる喧嘩を始めの為ひ
新聞ひて之を戒めたるは、イカンと戒めたるに生情夫
なるを知りて之を突き躍り込んで
情婦の父を撲つて之を倒し小刀ひ切りて傷
ひて之を刺して微傷を負はしめたるに、生の
義侠心の法を成る言葉の一節を新聞ひ

ちかある「其の名豊を英国紳士なる有ずしき
を空四川を流年ひなるしと宵ほから撲ほ
阪の男らしうるず、御めんたのを刺するを更を
身をひある、栽御きぶ生墓りを羅せすと
を墓りの部をひあるのを四川しとうるめの
るも豊めひある御しももの英国の法律の
法律を意ひある

○ふんうをををみる撲ほの紙りを使ふもん
行をを左の一節あるを豊戸二村二ふをるふ
金の砂をへ生の清色をやくををふのみをる
ず御をカンベッタの舊憧の移転をひる
も六一無をる

かををわんずを巴屋の町をを離れき（中略）二十分位
ををを山丘陵の高をき山しを豊戸文学士の家を
訪ずあるを小やうをる拉也あを紙柵ず甘家を
を這ハセ宮拙のおるををき花の盛頃をを集け
る田舎家のをる二階見ふをる住をる婦人をを
われを剃を面ををををは生活数ずるを
ひをるを後、をを乃ち花ををを小家を家の角
もををわんずををの宮をる面をしをを結つこと一時
写ずをる卓上の書冊をを見をを宮をを思ふず
の家をを訪ずんば杜あをををもずをを
しうも味ある眺望をををを二人拉ををを書ををを
をを田舎の岡村法をを住る法りず思ひ

かけさる[illegible]の思ひかけさる友[illegible]その[illegible]と[illegible]き
け者しく先[illegible]ものなるを[illegible]ものしつ
るやそ[illegible]事ちおの山場[illegible]の乳を使ひ全ひて[illegible]人も姉の
る時流る間の秘[illegible]の事は[illegible]四人話笑の
手料理、いさ書[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]なるへ、[illegible]
こゝは四人一軒を国人[illegible]
く抑山丘場はセイン河の臨める一軒の[illegible]
[illegible]は[illegible]教徒一生[illegible]
国の長[illegible]時、[illegible]
佛主の[illegible]場[illegible]閑適の地[illegible]
[illegible]の設け[illegible]

英佛[illegible]の兵火[illegible]一切鳥の[illegible]
人[illegible]話[illegible]森林の[illegible]佛
の英傑カンベッタの[illegible]家を[illegible]公園を
[illegible]門[illegible]一村自[illegible]
[illegible]を[illegible]カンベッタの[illegible]一村の公
[illegible]寺[illegible]忘僕[illegible]十五年一
[illegible]、[illegible]を[illegible]
人[illegible]四人を[illegible]
[illegible]の[illegible]天井低[illegible]入口を[illegible]
二階を[illegible]
[illegible]の[illegible]家具

を生徒の排列したるところ実際の格式を表
するもの次を書き高きを抱くものを高
接するこゝに一枚の高きを掲げて宮おの
死の一瞬間を示す四人の枕辺に侍
し別るゝ母人の哀しく涙を流すもあり
老父の別れを惜みて四人の人を
送るもあり アミー、アガムレオンをしレオン公爵
使者をもて五十五歳をうとかしを公の死をわ
うの時に十五歳の大臣一枚人の為に変死するもの
をとゝのめるもの公爵の使者を使んで
為性の病者をもとゝ

○壮士俳優の川上音二郎氏
へて仏国に渡航を試み川上氏は板垣
氏及び毒の方を紹介し楚辺
を渡列するものあり彼は俳優なるもの
も毒踏をよくし又馬術をよくす 外国人の
眼を驚めと映ずるものを或は驚嘆するの外人の
驚くものあり彼の如きものなんぞ
現の奴と何の相違ぞ眼
四肢を中央に立てすこんを我国
人の形を雖ども彼は
面目躍如たるものみ人をして
喪神せしめたるとの事なり
彼の義を生命
喪神せしめたるとの事なり
あるとう左の一流を四利

義烈奇談

遠藤武者佛國にて切腹の事

直垂のつゆを絞つて左衛門尉渡が寢所へ忍入り髮を洗ひたる人の烏帽子を枕に置き帳臺の端に醉臥したるこそ正しく夫よと首撮落せバアナ無殘や袈裟なりけり遠藤武者盛遠ハ忽ち佛法の無常を觀じ案ずるに此女房ハ觀音優婆夷の身を現じ我ら迷が道心を催し給ふと覺えたりと髻を切ぢつて袈裟阿闍梨佛と呼び後に文覺と改めたる物語ハ疾く人口に膾炙せり先年外國へ渡航したる書生役者川上一座の者米國の禁闕場にて此袈裟御前の悲劇を演じけるに件の女房が所天に代り玉の緒の命一つを貞節の爲めに捨たる事ハ夫婦別居制度すでも設けられたる此國の紳士淑女に如何なる感動をや與へけん夫ハ兎もあれ角もあれ今しも盛遠が太刀を振上げエイと打下す一刹那黑髮おぢろに亂れたる張子製の切首の鮮血に塗れたるを物陰より投げ出したる時ハ見物總て興をさまし微弱き婦人四五名ハ即坐に氣絕するなんを非常の騷動を惹起しハかバ爾來米國にてハ首討の芝居を封じ輩んぬ夫より英國へ渡り又もや盛遠懺心の事を演じたるが爲に懲りてハ膾を吹きバタに懲りてハアイスクリームの臭ひをも嗅ぐとかや既に米國の例しもある事なれバ紳士淑女の眼前に血汐を示すハ如何なりと今回ハ血に染まざる切首を物陰より投げ出したるに氣絕する者あらざるのみか人の首を討ちたるに血の出ざる法やあると日本の半爐を學ぶ者あり然らバとて次回よりハ刀の血を拭ふさまを明らかに演じたるにサモサウズ、サモアリナン（片假名にて記せバ洋語に似たり）と喝采の聲湧くが如し斯くて又佛京巴里へ廻りロイフラー座にても此悲劇を演じたるに見物ハ首肯かず遠藤武者とやらんが罪なき婦人を殺し墨染の法衣に殺人罪を包まんとする事日本人の性質とハ覺えず日本にハ切腹といふものありて武士の本分となすと聞く既に三十餘年の昔ノ日本に駐屯したる本邦人を斬り罪を得たる十餘名の武士ハ泉州堺妙芳寺にて一刎に席を占め腹十文字に掻切りたる九寸五分も三方も今尙同寺に傳へられ森鐵と共に名高き由なり左すれバ盛遠も餘よく切腹せでハ叶ふまじと批評なか〳〵盛んにて歷史ハ如此々々の次第なりと說明しても滿入れず劇場主フーラー嬢の知らハ殊更に我公使館を訪れ袈裟御前を討ちし盛遠を切腹せしむる樣に演せよと狂ても御說諭あるべきなり是非に〳〵とありけれバ頭員ハ可笑しさを忍び斯くと川上に通じたるに同人も領承し如何にも人氣に從ふべしと盛遠切腹の脚色に改め袈裟を討ちたる其跡にて斷魂後悔の動作を爲し斯くなる上ハ此場にて尋常に最期せんと血刀取つて腹に突立て右手へキリ〻と引廻して苦悶の体を演じたるに男子ハ帽を振り女子ハ手巾を振り大方ならず喜びたる由同地よりの近信に見えたるが文覺自身の言葉に文覺が左の目ハ大聖不動明王の御眼右ハ又孔雀明王なり人の果報を知て日本國を見る事掌の中なりと法驗の出世を先見し眼反を勸めし趣きなるが明治の御代に佛國へ渡り腹掻切て亡せんとハ其眼にも見えざりしなるべし

○[illegible]の[illegible]鮭[illegible]の[illegible]
の[illegible]
[illegible]

水照横宗殘水照、鮭魚上緑、大於鯨、搖
醒郎夢敲郎聽、目下逢傳戈々聲

○曰く「情よ泌たせと名く」曰く「愛情を男子の[illegible]
[illegible]生命の一部分を過きず女子を於て[illegible]全
部を為す」とこれを女子の情を穿つ[illegible]
愛を[illegible]の生命[illegible]愛[illegible]
[illegible]も[illegible]
[illegible]愛[illegible]死[illegible]

○[illegible]
[illegible]と[illegible]の中

酒の話う好まるる[illegible]
沢[illegible]酒[illegible]の飲[illegible]
[illegible]
も[illegible]ソコデ沢毛の酒[illegible]
[illegible]酒を[illegible]ドンク[illegible]
り[illegible]位[illegible]
も[illegible]酒[illegible]
[illegible]
[illegible]一般の酒[illegible]う粕を
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○新潟市新潟の家を出て（移住）
う一方面の事に、浮世絵師の妻の生活
を通じて伝を考ひ出すに足る事があるか
いろいろの問題を出すべし
浮世の伝うまん成場合を乾んだんだ
こと人も出してたんだ支那の話ありても生きて
みな切腹ものびあることふ、それはドウニか浮世と
ゆくとこと支那の事情をしてそこのは公
使館中一緒に暮すこと、さんは妻
の初めて初めてもまくとの指を選んの指を
の出れのひある、
即ち義如図の指ゆきを乾だんとそこを氣附

うかす無事であるならば狼狽もしまい。まことに彼
れは支那の観察を過ったのである。彼れは古くから支
那に居た事情に通じて居るといふ人であって、只
の書生交りの支那人を中流以上の人物であ
るとして情を知る為には只之でよいと思ふから寄
の為立のでも知らずに彼の大なる誤りをしたのと
猶しも日本公使館員の迂闊なることは実に驚
き入った事である。西公使の如きは杉山書記
生の殺さるゝまでは全く天津迄引揚の必要
なしと思って現に二週間のうち館内迄用意
したといふ事で只籠城の覚悟の無かったのを
後の公使館でも生きんで糧食の買入をなす

の準備もする所へ書記生の杉山が殺されたる程
で始めて公使が驚いたので初めて目が覚めたと
いふ事である
シーモール隊を迎へに出るときのごときも杉山
が殺されたのであるが其時代は危険と感じつゝも
出掛なくて此事を利益としてもの積リスデ
又駅まで迎へに行くことに決まったが誰れも彼れも
危険であるから峻拒して行くこともなくのまゝので不弁
すらも勝手そのであるとして自ら進んで行く気
もなかったが頗る閉居して居るからばとて
を得ず杉山書記生が行けと命令したが余会であ
るから杉山も已むなく行ったのであるが途中殺されたる人である

杉山を殺したるは支那兵のあるなり石井であると云
めてそうだ
それから杉山は殺されたと死後の片付人さくらい
とそれから殺でいるとの伝聞銃を数々の恐怖を受
けたそうだ
それから防衛の為捕を始めて見る初め義
勇隊を組織したるは織布さそれからの点び
ストル猟銃をもて交ぜて僅うま挺さ無
つたとそれから十七人の義勇隊であるうら
武器は別庵迄ちないとこと百び支那兵の死体
したは校をもとして武器は花つたそ
うだ

敵と味方との距離は三人位の色する花の家
ひあるうち相あてもい、膳屋は家ちとる銃眼を
敵方を覗つて居ると日出方も同様の銃眼の窓
つて居るとそれば互いくの銃眼を又井戸家び
ちる出方ア子ういの付てあるもく出方ちる覗けば
直ち撃ちる互いくの撃つ撃されるは顔の出し方
と自然射の度来てくるのであるこうこそ危険
極まる、ソコデ出方ちるを出人の後とかて銃
眼を敵の銃眼を人う顔を出人の後とかて銃
すこそをしとそれとそれ実行もある
敵も野砲を備へて砲手分使銃ア乱射する
うめちるうち勝利をそうハナイ、それも何

人の使ひいれ人を使はるもこんぜ助のつとにそふるひあるゝ、そこで列国に武器を買ひ大砲を買ひ兵隊をおいるゝと一時にこの内喊をするもの人も長くそこに二人かゝへ、二三分深くさつた也又自任で出て義勇隊まで出まして義勇隊まで通る目印を書しにたかる大砲のあるゝ銃も五つたのが銃そこ人命死さんこんこう乱筆の事

を鉄うゝ鉄ゝそこにかゝまひある

兵粮ゝ乾もちろん公使銃丈ひ馬七十頭を教

で咬つたとこゝまひある、ドウしテそんるゝ深山

の馬ゝ我公使銃ゝ花ゝとゝゆゝて又ゝとこんゝ

薬丸を方を占領して清にのひあるゝゝひ

程ゝも命持つたとこゝよりひある

二ゝ人計りの支那の郵便物を公使銃ゝ駅

けゝ出たとこゝ書ひあるゝの彩ゝ地方をドコ

入れて来たゝとゝ南京の役紀のある

うゝ奴隷が出来たのひ

公使銃ゝさゝく兵粮ゝ高ゝ地のまゝ中ゝド

ゆゝ国でゝ国ゝて来いとゝゆゝく彼ゝゝ支那

ゝゝをゝゝの国国ゝ粮食をゝゝるゝの

ゝゝこで石ゝゝ国ッたゝゝひゝゝの拒絶

しゝゆゝゝゝゝゝゝ朝大金ゝ弾を奪

て一杯投げゝこの丈でゝゝゝゝゝんひ

ゝぎゝけんばゝゝゝ、そこで奴ゝも逼ゝゝ

麦粉うどんをおつてそうてもへうるんで仕舞ふ
うち麦粉の二升こねをもつても駄と来一枚と
交換しとくーとゝ山くもの傳ゝ在つたと云ふ
事トカ
支那の方言に言ふのに云ふ所の花の花
自分あるところを紙袍を着て冬の分使
銭を投ずるうちの中に菓
子を拾ひて言ふのみ無ることあるとこれを言葉
ひあるところ
そこひのところうあるが或る日大ふ支那の
お言葉を言つてまたこれ我分使銭を試みる
ドウダロのあの和尚中的の自然を

持つて来ものに従つて差ものをよろい
と言ふ後に行つてそう他を使ひも従後面白
ものを言ふ要るふを四方で吹く此を三流の使
命を全うして、そこでモウ一方従つて来て
言葉を教ひひとをみる面白の事を考ろう
と云つたのうちのいゝナセと吹へとゝ自らの
四方うちの顔色であるこゝ地の後を務めるのと
言ふのを言つてを四方に知らるゝを言を定
めるこゝ三四の使を従つて行つても使命を
のしりの教えもこのみの名使銭平の文
七精霊の話あをひとこゝ事ひある時の地の
支那人を何ゝく従つて行つて綜論をくらのこれ

とうかいのものもあるこの
横系の男傷を防戦のあと飾いとみひろくノンキ
の男ひあるこうへの和すこもかうふうきあくた
むくこうてえもしこうを通るやうしとのひあるそう
だ
話しの序を露国兵士を男しを後のめく義経軍やう
と問ふ答をのうをうを義経軍おもを(ろけもも)
国兵士をもいすきまあるとそは井一りん兵のあ
く剣を手を剣を持を徴しんば生をの徴
者ををのを横をうをを肩を腕をうく
めこうを接戦の手あをひさををひをい又りん兵のあ
くるひを手後の面ひをいふ先方ひを防御し

てそるのを出を弾して殺すもあるこ又露国兵士を
おの腕傷ひあるこう孤軍へを殺すもあること
生をる後ケ殺のを持をあるこうをあるい
外国兵士をの義経を殺あをあるを面ひあるそうで
殺へのを出をしとこう百こへ
ひ殺をの義経をを殺こうをひこうひある
ケをのを妻を殺を外国兵士を殺こうをのを
持つとこうをを支那を国の上こうへんば義経
殺おの殺をもこうをあるうつををい甲をを
面のこのを義経ばとこを支那を肩を
手のひをを面罪をこうを殺を
中ををを乙を殺をを中をこを行を

支那にもさうゝエライ人のひ船頭のなかにものびはつる所
なるべしやうなのを見たことを聞いたことを覚えて馬
鹿にされたことを覚ふとは沢山に勢ひをそなへ
たるの戦争ひとりとして大切の仕事を始
つたものも輪廻転生輪廻なんどと色物を作
生物のうちなる海産を生じたのひ産をもつて
社会のあるところにはうゝ稼動二毫十の位
あるのある
又輪廻生物を内化のうちに作るべしとしても宗教のひあ
るゝ外国にもしこれ実験の上うら未来の一問題
あるとうゝあるべしと

○トランスヴァールの於ける金の産出高は毎年約一億弗即ち二億五千万の約四分の一に当る
然し立ちの初年度に産出する金額は
二十億弗を超すべしと云ふ
ハリソンは又曰く金鑛の発見されたる以来
今日の秘密も既に公開せらるべし英国の美
大の軍資を得しも敢て問を費やすを待たず
○山出しの女の話
ある、こんなまく嬢あの秋熊を宮つて居るの
ぢやの、生き上りの金拾五んとを今く此の川
拾で形容に堪へざる

○露帝の平和会議を紀したるブロッヒとふ紀
行家の著書あるとそれを和訳したるの此
頃新聞紙上の論ずるところを中心として此
才うあしく別つとも所なり方のめてもある
淡菜フルリーの和の業をブロッヒ氏なる
試みるもうあるもとう先の紀り業を掃て
此年の強弱及び海軍の強弱とを比較して
て孤立を脱の八国百孤の強弱の強弱敵国の
あり起年のもとも開戦の強弱、国の要の
拾加の為の国民の百強拾加すること強弱
業の強弱とする国内の世論に引揚ること
の一方の強拾加すること他国の強弱業

の中止せらるることとなりたる其結果の文敵国双
方の飢饉を終ることとなりは論じ一冊の著書
を為して之を皇帝に献上し且つ皇帝の御
意見を奏上せしたが皇帝はこの著書を
陸軍の四人に交付して調査することとなり此
陸軍の答申の答申を戦術上のみ其
上多の飢饉すべきものあるも大体の強弱
方法あるものとなり渡の強弱之のを
中例に明枝学上の研究することとなりたる此
露国皇帝の平和会議の決心を紀す
ことゝ思ひます

露西亞皇帝之を嘗み むを系まることの
安人を思ひ内閣をして鋭意
意強事を作の奬勵をはかめてるるを
あるも、又露國のめき 就西の國難を
執のひ野くの方針をえんらさるをひとひあ
ろうと思へるも、西情の一般を知
はるもてるべし

○英吉利ハ古代ノ習慣ヲ守リテ今日ニ至ルマデ
モマタ活キテアル遺伝ヲ多イ多ク一二ヲ挙ゲバ汽車ノ
無ク中ノ博奕ヲヤル者ノアルモ黙許サレテ停
車中入ヤルト罰セラレルコトヲ以テ
活ノ遺ツタノデアルソウデ流行ノ始メヲ落葉ヲ
スル時ニ一定シタ日ニ限ルコトヲ
ソウデ又蘇格蘭ニハ現在デ
吹クト一シル○リンゴノ科料ヲ
ルジ五円ノ遺伝デソウデ所ヲ北ノ科料ノ
ル用ノ考キヲ上ウデガ
ル大抵黙認ノ遺ヒ

と云ふ事に

○新潟港中万代橋も始めは鉄ちく橋なりしが其の後の流しなる尺膳の巧拙の為め新潟港中の中央に流し出で新潟の港中の中央に流し出でまくこなる又なるべし故に新潟港中一尺（金をさす）を本一の推すとなる所を褒めん故に新潟港中の尺膳なるを強ふ

○此れ経験なる者の言なる故に猶も拘る

○此れ経験なる者の言なる故に猶も拘る

もこれを未だ少しことなるべしと雖ども

用る或る人の説しを以ずして生面敵を言へる

事なるべし二階なる他人の言の中を言へる浴場の湯（○を言へるなるべしと雖ども）

れを出す一のなる所なる者なるべしと雖ども

生なるべし第一生なる者なるべきなり生面敵なる

七歩帝七なるを以なるべしなるべし

○新潟港中万代橋の説なる事なれども三面

実なる（浅間実なる）を説なれ（今

なる新潟なる者なるべし面敵なる

なる新潟なる者なるべし面敵なる

なる別為の書を掲げなるべし

三面なる浅つれなる生の海の書いなるものなるなり

つれなるべし生の海の書なるものなるこ

れなる他者の言なるべしなるべし金なるこれを入れ

[illegible]

○紙幣の製造方法の所

此に殘つて居るのは紙幣の原料、即ち紙の製造方はどうであるか、普通の紙を漉くと別に異なる所があるか無いかと云ふ疑問一ッです、此の事に就ては前にも數〳〵お話致した如く、紙幣製造に關する秘訣は國々に依つていろ〳〵の違ひがある、假令へば彫刻を主として原料をば更に顧みない國もあれば、印肉を重んじて彫刻に意を注がない國もあり、又た中には原料の製方のみを只管奬勵して彫刻、印肉の巧拙をば眼中に置かぬ國もある、而して此の原料の製方といふ中にも紙の漉方の秘傳と、漉込の秘傳と二ッに分かれて居るが日本では印肉の製方にも秘密はあるが、併しホンの

秘傳は此の紙の漉方と漉込との二ッ

に存するので、印刷局の一部分なる王子の抄紙部では同じ部員でも係のものゝ外は此の紙幣の原料紙を漉く工場に出入することは許さない

紙幣の原料は何であるかと尋ねたならば何人も紙と答ふることを知らぬものはないが、さて此の紙の原料は何であるかといふことになると少々答辯が六ケしくなる、一體紙の原料になると西洋では先づ木質、亞麻ソレからイスパルトといふ草、綿及び藁といふのであるが、日本では靭皮類と稱する楮とか、三叉とかいふ類ひ、次に綿寧ろ襤褸、ソレに木質と藁とがあるのですが、最も精巧なる紙即ち紙幣の原料に用ゐるは西洋では亞麻、日本では三叉に限つて居らるゝ樣です、此の亞麻と三叉と紙を製するにドチラが適して居るかは別問題として西洋には三叉がないのであるからアチラでは三叉で紙幣の原料を製らうとしたところが製るワケには行かないと言ふ話しだ

今王子の抄紙部に臨んで三叉が紙に爲る順序を見ると先づ倉庫には三叉の樹よりムキ取つた三尺ばかりの乾皮が大タバに束ねられたる儘積み重ねられてある、其の倉庫の内には五六人の男が積み重ねたる三叉を下ろし、二タ握ばかり宛の小タバに直して居る、開けば百二十匁宛に小分けをするのであるといふ話です、ソレから土間の次の室に至ると、百人ばかりの女工は十間もあらんかと思はるゝばかりの高脚の卓を前にして卓

上には前の

乾きたる三叉をば一夜水に漬け

て能く軟かになしたるものを重ね、ソレをば卓上を一尺五六寸離れたる架上に引掛けて樹皮の間に少しづゝ殘りたる表皮の黒點をば手頭にて取除くのである、黒點を取除きたる三叉をば室の一方に送れば此處にて再び檢査し、故障あれば元に戻し、差支なき分はこれをば他處に送るのである、送られたる三叉はどうするかといふに、これをば汽車の先着にて居るものと同じ樣な蒸氣釜に詰めて煮る、此には釜が都合四ッあるが

一ッの釜には百貫の三叉が詰められる

とか聞きました、斯くて煮あがつた三叉のブク〳〵したヤッに藥品を注いで分解をする、ソレから前後二三度水に曝らし、又た〳〵器械にかけてこれを絞ると、布を水にッケた樣なフハ〳〵したものが出來る、出來たものを他に送ると、これをば始めに三叉の黒點を拔き取ると同じ仕掛けのものを卓上に据ゑて其のフハ〳〵した布の面にポッリ〳〵と所々に現はれたる矢張り三叉の繊を除き取るので、此處にも百人チカの工女が居る、シテ此の布に似たるものをば再び水に入れ、此處にて明礬と糊とを加へるので、極白き粥の樣なものが出來上がる、さて

此の粥がどうなるか

といふに、若し此の原料が三叉ではなくして、藁や儒纓であつたならば此の粥が直ぐに機械にかゝッて立派なる紙と爲る、これが即ち繪書や電信の機械用紙で秘密がないから其の製造は縱覽が出來るが、三叉の粥になると是からは全く機械の手を離れ、日本在來の手漉きに依りて紙幣の用紙が始めて生れ出るのである、これが例の秘訣と爲つて居るのであるから此の手漉きの係の外は同じ抄紙部の役人でも見ることが出來ない機械の漉方は前にお話致した如く別に秘密のものではないが、手漉の漉方に爲ると秘訣である、手漉の中でも漉込みは秘訣中の秘訣である、併しドンゾロの秘訣といつたら漉込みの中の黒漉きよりも外にはない、紙をかざして見ると其の内部に外よりは一般に質を厚くして文字なり、圖畫なり、模樣なりをば現はしたるものです、印刷局に於て紙幣用紙の製造を秘密にするは實に此の黒漉きの秘傳をば他に知らるゝことを避くる爲めです、明治二十年七月の勅令漉入紙製造取締規則に斯う云ふことが書いてある

『紙幣兌換銀行券公債證書、大藏省證券其他政府發行の證券に類似の文字畫紋又は凸に文字、畫紋を漉入れたる紙を人民に於いて製造することを禁ず

違ふ者は拾圓以上百圓以下の罰金に處す』

と、此の凸に漉入たといふもの即ち俗の所謂黒漉の事です、デ黒漉は我々が僅かに紙幣に漉込みたるものゝ外は殆んど民間に於ては見ることが出來ないが、陛下は何事に用ひさせらるゝか

人物、景色其他種々の漉込紙

をば抄紙部より數ば〳〵お取寄せに爲るといふことに承はりました、此の漉込みの全く美術的に發達したのは露西亞と伊太利の二國で、其他は例の江戸川紙の半切に漉込みたる如き、又は西洋紙の端に商標をば白漉にて現はしたといふ樣な實用的のものに過ぎないと云ふ話です

牛肉の昔話

今とそ如何なる片山里でも牛肉の味を知らぬものなけれ維新前容易に肉食の出來ざる時代には最と愛たきものとして珍重せられたるなり勿論今も其調理法の一向によりては隨分糟貴の食膳にも上れど先一口に牛肉と云へば書生か兵卒の外には餘り有難がらず其羨迄に至りては車夫馬丁等の常食のみ然るを今古籠中を探りて水戸老公の牛肉を好みし事を書付けたる梁川星巖の筆記と佐久間象山が牛肉を贈られしに對する謝禮文の寫しとを得頗る今昔の感に堪えざるものあるをもて幸ひに貴紙の餘白を借り左に掲げて大方の一粲に供せんとす（微笑小史）

梁川星巖筆記の寫

水戸老公最も牛肉を好み玉ひければ年々寒中には彦根より献ずる事なりしに直弼家督後は是を献ぜず其故は直弼元坊主になり居たる事とて禪學を信じけるゆゑ牛を殺す事を禁ぜしなり然るに公には是を知らせ玉はず其年寒中に使を遣はされ毎年相樂しむ所今年參らず何卒贈らるべしとありしに彦根答へて今年より國中牛を殺す事を禁じ候ふも忍御斷り申上候ふと云ふ公又御使にて仰せられるは國中牛を殺す事を禁じたりとあれば是非に及ざれど是迄年々用ひたる事にて殊に江州の牛肉は格別の事なれば我爲めに別段調へられ度慮むなりとありしかど彦根承知せずしてつひに御斷り申上げる云々

佐久間象山手簡の寫

酉寒嚴々御萬祥被成御起居候や御問尊樣に倍々御安健被成御座候か機家老少幸に昨の如く罷在候間乍憚御過念被下間敷候（中略）被寄思召候牛肉一箱御贈被下珍國殊に深く寒多謝候折節先年西洋書の句讀を授かり候當時加州侯の醫官黒川何某入來に付御贈り被下候肉を炙り酒を勧め候所ケシカラズ賞美致し大に興を添へ候義にて千萬奉感銘候然ば此翠茶珍らしからず候へ共聊か寒候御安否拜伺之印し迄に掛御目候御笑留被下候はゝ可爲大慶過日之拜答タマモ

ノ、拝謁かたく草々如此に御坐候
乍憚御尊大人へも宜く奉願候以上
十二月十二日　再拝
桂林賢友足下

紅蘭張氏逸話

小野湖山

潘川拙三は長州の人、久しく判事の職に在りしが青年比より星巖翁の爲人を慕ひ初めて京都に出でたる時は翁は已に沒後なりければ直ちに紅蘭張氏を訪ひ翁の平生を詳かにせんとせしが拙三は頓て又張氏の人品に服し又其詩學に服し終に張氏の門人の如くなりて數々來往し張氏の晩年の家事をも助けし程なり余の拙三を識りたるも張氏の席上に於てせしなり去廿六年の冬より偶然來りて京北に宅をトし余を訪はれたれば余も亦往きて訪ひ談偶々張氏の事に及びたるに拙三容を改めて曰ふ吾れ張氏の暖を受け居ることあり妄りに人に語らず今日幸に君に告げんとて語り出でたるは即ち張氏と佐久間象山翁との談なり

象山翁の召に應じて上京せし時速に張氏を訪はれ懇々久別の情を話しさて曰へるやう往年東都にて比隣の住居を爲せしときは菊婢（象山の妾）の事、何にかと厚意を蒙むりたり此度も彼を召連れ來りたれば諸事昔の如く指教を賜はりたし願くば當分尊宅に同居をも許されたし、余も昔年の象山に非ざれば相應の報酬は致すべく又御老境の微補をも致すべし先づ此一封は受納ありたしとて百金の包一個を差出したり其言大に張氏の氣に障り即時に其包を押返して曰はれたるは老嫗は星巖にも訣れ昔に勝る貧窮なれども兼て教を受けたることもあり妄りに人の金銀を受くることを致さず況して大金を受くる謂れ更に無し又御愛妾を預かり同居致すことは衰老媼の力及ばず堅く御斷に候其上先生に申上度一事あり先生は深く洋風を好まれ日々西洋馬具をつけたる馬に召され御奔走との評判を承はることなるが此節京都にては攘夷の論盛んにて大藩の士も多く上り居り浪士も多く中には激烈の輩もあり暗殺などの事は屢々聞く所に候人の目に立つ事は御止めなされ、象山氏の答に御注意は亦けなし併し今般の上京は幕命なれど

も其實は朝廷の御内意もあり吾志行はれ吾說用ひらるゝと近きにあるべし人の評判など御配慮に及ばずとて開入るゝ容子の見ねざりしが、日あらずして象山翁白書刺客の手に罹りたり此事は吾子能く覺へ置き與られたしと張氏の懇ろなる頼みなりしと

余は右の談を聞き拙三に告げて云、是張氏の逸事なり、一奇談なり君必ず記して傳へられよと、爾後二ヶ月を出でず拙三卒然病を發し遂に起たず、思ふに其記文未だ成らざりしならん、余其湮滅を惜み聊か談話の實を存す

余之を記するに當り憶ひ出づることあり往年大垣を過ぎ小原鉄心を訪ひ酒間の談に鉄心云前日佐久間象山上京の途次立寄りしが馬は洋具を用ひ從者は洋砲を携へ居たれば余は戒めて云へり先生此如き形裝もて京師に入るは甚だ危しと然るに象山笑て答へざりしと、嗚呼當時傍觀危之者不止張氏與鉄心也

附記張氏獄中出獄詩四首

己未正月廿九日獄中作

誰把孤鬱付網塵。四飛禁鍵太艱屯。桑蓬寵辱固常事。誰害乾坤不測神。

野鶴雞群且乱真。皇天豈嗜網生民。此災無妄復何祓。蕩々平々一體仁。

二月十六日蒙恩出獄

殷憂艱患欲盈旬。百錬心丹始見神。獸契吉占需上六。來哉不速容三人。

誰道儒冠多誤身。不知短律一聲新。纔爲陰語便氷解。聖澤依然萬物春。

比が終る要領を以てなるべく、淺田を指導者
義務を無うせつにとゝのゝを内務の目に自白し
比をうてあるが、選ぶもの組合の性質等を以て
しこれを日の前にも日一日と遷引して正面成
田を他部に報告ゝゝ淺田組の指定とな
つて来たれば又ゝ計畫をそなへめた、北部を金の
考ひも加味して作るもの同様ひあるが、書
比定をゝゝ測量を遂げ設計を立てたゝゝ
高田い、測量も設計もまゝ後ゝ地方者
の組合組員を淺ゝもゝ起ひある、故障の側
う線を実測を作らうゝもこれを二ゝ解くゝ
ゝ高高ゝもゝ困難ひあるが、先ゝ角二三の意

於て説き測量後計の終るもゝ出るの若う
ずと高田淺田ゝゝ作業伊左衛門の出京
しあるを機とし一面ゝを技師宮ひの他を
ゝゝ淺田一面ゝを測量者ゝ出ゝ他を
説き形ゝ生の形線を定め古市土木局ゝ面し
事情をゝ出ゝ技師庶務ゝ
保ゝ面ゝ人ゝを紹介ゝ
し過渡期の土木局の同意を
和歌山ゝ他ゝ金の内務省
比のゝ早速長崎武英大臣の
なつて、そこゝ他の古市の意
と出ゝ古市ゝ測量を

のあり候を見つしめんとするあらば一面よ市のト
出(技術伝統あしき)を意識なく容れ且つ右
事をして御守あこ御申もしたることと仰事なる
りと存候様子の申し被下候此の道に在あることを
被下候御のことを読しい宜る事様子の事も候よ
く無候を候の事も自ら仰り御申もして
了遠き事是非御頼み申すことでござりまさば、是れ
うらも頼むを御意なく申しなの勝利ならん
まちくありて、これくの為め勤め上げるもの
くの勤上りては遂に御意候得も立派に
出来上りて様子の事もこれならば是支なし、のう
清河するとこりては、併れ此候を故障の気味

左りく生んでありけれて様子の申も甚だしく気
候の評判まするを思って方針をきめりけれ、全く決
りを任する方ならも甚だしく御頼みしい、そこで
全く思ってみて此の事業を家て半立もしたるならば
あらん人をのれ様子の中もしめらけれども、扨も
こ向も如何候様子もしたるならも我申す人を要
するとの考へで、此の人を求めらるる事が大切な人
で此の事業に関係ある人方此の方の我国の
為しとて、若い方は其の事を辞して存分に進む
ことなるとの考を申したこともあるに居ると存へ、様子の
らあ話をうけたるが、それよりのこととの事を
候頼みし此の我国の為にもしが事を遂ぐ事なりしに

此の如き旧と三島郎ちをヤッタ事もあれど
我行為は経験もある[illegible]なる性質なれど
其論もあれども意味は[illegible]しいのであるが、
[illegible]機芸と[illegible]致すべきの俳句の[illegible]
[illegible]の気候を[illegible]全を[illegible]しての内[illegible]
[illegible]休職の命を受けた、これらは[illegible]
[illegible]の事で[illegible]しても[illegible]であ
るが、俳句の[illegible]も[illegible]い[illegible]ひあつ
たと云ふ事である、俳句[illegible]やうな
[illegible]を[illegible]して[illegible]論を
[illegible]性質であるから[illegible]を[illegible]して[illegible]
[illegible]のであるが、そこで[illegible]と空

空まつがひの論は古今時代の[illegible]芸術
[illegible]中ひとあれども実ハ[illegible]起り
業もあるまで成るので[illegible]困ッた、俳句の
時代の[illegible]に向ふ[illegible]全ての[illegible]
[illegible]芸術をも[illegible]しても[illegible]ある
うる困ッた指南、子規ある古今を見[illegible]のめく
信じてそれる古今の論のしたる[illegible]と
決して俳句を論じて子規を此体の[illegible]
る古今を[illegible]したる事は計らひ子規を
云ふ計り古今を[illegible]の[illegible]を[illegible]い
[illegible]の古今を[illegible]ヤレと勧めたの
ひ子規が考へる[illegible]、[illegible]の[illegible]

世を云へハ自分一己の偏をつくされ事なれバ、これまで述べる業
法ワ之を為すに特に用られし者ハもしのひあるべからず
修行自分を自由自在にし、手紙を書き馬を乗りて急施
する方針ひあつたれバ、其事業(或ハ学事)を先
謀りし者ハ必ず勇気ある者をもつて、さらに独立し
猛断する事ひあつたれバ、独立した者なれバ、学問ハ
確かに事業を助けしたと余も我んと安心したれば自らひあ
つたれバ、故郷の旅又は供ひ特権を受けてされ其ハ
為くせられたるひ文ハ一切抵を手にし、新為の地
六分を玩ぶ具でするも能くのみまさぬ、手紙
ある特権公と公言すべくも奪ふもの不方に学ぶお
猛断を自ら進んでつゝ其の言のみ当時まさに手紙

う物件の進中なる特権を施せしたのひ為遂に独
立も出来あるつたれバ此まで貴族の特権ひある手紙
の後を受けたるの権力を及びこれも宗教院
に進む此の其保ひあるさる他人の手にりしの例す
れバ此の学業の為にあるべきひあるのみ、又そやり
其しまま国る、西洋人ハ明治初年に
出版し同時に特権者ハ遂に学者の資格を相
見るを論じたる者を法律の権限を得る
物議したる中に起ひある、ひるハ大抵
其事としても知る、全くこれに関する
ある事にしてたものとなるたハ之ひかも手
学問を同じくなれバ其保ちある、大抵大切

ところが彼等の愛するところの手振も言葉も生まれ此頃は
我が今日の事なく絶情にも似たるある、併し国
情を語つても愛しもするが国民の為にする所の
今日は[illegible]田時代の紀元性質論まで[illegible]を嘆きし
そうするに○其の為め[illegible]減[illegible]く[illegible]の[illegible]
ない、解釈一つ級ニ於ては近来[illegible]務省の宗
見を好きな人ありてあることの一ツ[illegible]る返事を貰ひたらしひ
事情の意を解く様でもあるが何ぶん[illegible]
今日から年来ちうするのであるべくは[illegible]
昨日は[illegible]無念であるまいと勤めて思
へば[illegible]さんを丸で此の件に忙殺さんとは
後人まで今の仕事[illegible]成[illegible]体すべきよ

あるまいと深く感し 以(明治二十二年十一月十七日
明治[illegible])
○明治[illegible]書家[illegible]学
士ひ岩崎氏の補助ひ学[illegible]をしたる男であるゆへは
同氏[illegible]妻を娶る約束があるとひまた妻
娶る、生来到底の男であるよって[illegible]梅の[illegible]ある[illegible]
[illegible]居しない、加へ[illegible]の[illegible]で
全く[illegible]家[illegible]いろいろく[illegible]みの[illegible]あらねば結果
てもそうするとは未だ遠くないが、思つて叫けば我が道
けれど[illegible]けも功又子意思の存するところを捨てて
深くしたる金の外才一個の[illegible]のときも花阵の如き
能ひなひあつたが金をこれより一策を案

出し切る迄彼を左右の
すべきを彼れのツルさるまゝに出て進んでゆる手段
こゝにひらめくことのずと文章を書き出し言ハし
めを思ひて此の市場に出るも彼の
話頭のあるべしやと海を
大きくの満足しかも比較
及ばざい、是こゝ多くの物
れの言葉を出す接拶
言葉の接拶をあきらめ
之を使ふ此の話しも
致を解くことを文章
能力を論ずるの迄・能
ちんことをなるべ試みて彼
之の為に快論を與へしも生涯清風
おきの序上お解けなる話しの方彼れを
満足を與へしも思へる接拶の
言葉のある事を書くこの話しも出て全
人の話しを面白くの物べき情を
なるべくの物べき解釈もいろ
れを考への解釈満足をもたらする
是ニあるべき道理を
金の極自由也ムとなる
うゝをなるゝ彼れも金
なる記事を

の石碑をたて於稿をうつすこと数十部
せしめし也

○新田義貞の開墓を拓くに加賀一件を信
ずる一方後ろと世人の信ずるもの
多くの説の紛々たるを奇異の
感ずるに新田の伝説を
且つ近年せしめんと言ひ
伝の出来あるる形勢あり加賀守
と指めたり十字突出即今の決断を言ふ
意ふる時期あるべきと
熟考南十二郎の説を
う事金を銀差合

即の妻矢（丹妻原完全大橋重芳）を奉
ずれまいとそのそ来た、北の陽中のあ
れう二郎を敬の交けさを
一体のあるもの
くを躊躇しその、即の一刻歌とそること
八行うあ沼のもうあ、行ゆそ
仕舞あるも小菊岩
せる）集合して口ろ
事一金を解る家
出あ仕舞と出る
すること丈を
を結ぶ

即の妻矢（丹妻原完全大橋重芳）を奉
ずれまいとそのそ来た、北の陽中のあ
れう二郎を敬の交けさを
一体のあるもの
くを躊躇しその、即の一刻歌とそること
八行うあ沼のもうあ、行ゆそ
仕舞あるも小菊岩
せる）集合して口ろ（自述）
事一金を解る家
出あ仕舞と出る
すること丈を
を結ぶ

七大いなる事ことなれば、毒右衛門の所業に
て家屋敷かたのり一番する金の貸借なれば、
こはなすべき秘策を考へ出し一日金の始末をつけ
ることなるべきなれば、あるべき筋の方法を
ある中庸を伺ふ上書まで統領の方へ提出するとて
て統領を見合しくれる小藩主を真正面に
南蛮寺を敵とせざるを得ずして伺ふもやむ
蛮寺をみのがすべきことのあれば、平方の藩和の仲
とすべき方策である、さしこび金を中庸の借金の貸借
を知つてゐる南蛮寺をも相手にして
し金を北蛮寺のみあ飾くとすれば、かれ同一体
に蛮寺を相手にすることもいまれ

是を金の始末をつけることを発表しこれを
ここに初めて北の沼中の方を知れとも
切れと金との北体に変する実際の関係のもとに
又切れる金をうるある中蛮寺の応接を思ひさるる
あるべきんども小藩の中陸の藩とする場合
に中蛮国に対する南蛮に番しめきこの
始末をある行き方を生じたる出もて義を
ちうしてく且つ生じた小藩くたる組織するこのみ
き形勢とうるべき北体中蛮流
金小藩に変ることもあるべきもの藩和の変事をとるべき
変事に金も出来る事情をとるべき他の加担の始
変を破ることをあれとも場合の所為
場合を時方の所為

を飲食し切に一條は経験しとる所
左の如し

南蕃を加治川に新しき都市あるこれを南蕃の
都市とすべきものなり今や人を僕とその業務
南蕃のむかうを撫でしてくるを南蕃に新し
市街を造いろ〳〵法案あるを因て我も直方
中学生徒こんどの行脚上業務に付き祝す〳〵
きに和尚こんどの法案も特立上毛下に
新りうぶ〳〵ゆかけばなるべく仕事に新
しこゝろをつくしゆるゝは思ひはき
こんを半島の不動産会社もあるべく
又業をまた及ぶ海道をもて接

助を與へるとあらば元を土産として来る
を為に新しのめく交際ちんこと
をいてもし流れも流して交際の結果を
き義をもし新たに直る流しこと、和尾
中蕃を高方の味方とすをひ目をうら
新く為すのあるこ言を策もるく又金の法
路も一面けさるも こんを謂る高地和田の上
業をもの 紛乱の元也 ある方新一味の
計を好意ちんことを義をひらし一事も保
の保後を得ることこるなるを吉とす
加治川に新る好意隆盛の協力しうに金
を仕を乱とも 北蕃同志を助けを高地運動を

[illegible]

十月十四日

○英國通信支ピーハス、スウインホー氏うのハる
二十年四月英佛聯合軍の清國北京を攻略し
日本の宮殿の内宮廷の財貨を掠奪せし形狀の
節を轉述人をして酸鼻に堪へざらしむ

十月十五日曜日陣中の無士外出を許さる
八月十五日皇帝の離宮を向て引揚げ金(又は紙の
者)五万を乗じて其宏壮美麗を尽くしたる物
之を掠奪しまつ前に佛兵寺衛し五のどを所
をも出入するも更に咎めざるの人の者

中を徘徊し什物を掠奪するも敢て之を止むる
者なし中の人民暴虐無道なる英佛
兵隊に怪怪を受けもとより恭の狀況恐れ
何ぞ之を如何せんや
珍寶を羅列したる遺物狂奴を英佛
の士卒皆此宮殿に入り遂に財寶珠玉
を奪出さんと血眼となりて集りつゝあるを見
ひるも野卑婦女の無を極めて心祝す一のそる
能ふる所なる佛兵を何ぞ之を大なる掘物
を持ち帰りて矢庭に下れの狀物を懷しめ
なるを見れば奪ひ合ひ殺傷を
投げ捨てぶこと能はざるみは人を活ん為には寧

ろとの激烈なる有らゆる戦く微塵となすのあるべ
しさても恐るべきことどもなりけりされど四色を見ん
四色は只た花なる一字にて士卒上下の隔なく
数人頭を接し手を交へて共に一個の嚢を奪
ひ立つる嚢中の物を探り得んとする処ひ相闘
くなる又一方にては英も美麗なる衣服を積みたる
うあるもはけるが此処にも亦数人競ひ走て我れ
のものよと押合ひ揉合ひ其を争ひ奪ふ様へ
の腕さ合まで写やえなる捻くさりしのば試揉も
に逃げんとしたるも此処にもまた又戦ふる物言ふ等
きて木二箇を手よりて逃げあるく又金箔なども噛
む気なく浮かれて時も無上の美の数ともなす

様ある何ものをえても新聖旭すの好める容中の
光景と里風勝雨の下にも手をし吹く意外なる
めしとつゆも疎からんけむ
茲に又一会ふ庫ありしに生の中なる絹布を取
しければ数千人手より手に獲物をおつとり真に
之を破壊し争ふて庫内に入り價貴き布帛
及び金銀の如きは宝物を奪ひ去り我れ抱くも庫
みなの物引出し法衣を積重ねて堆又堆をなし
一方よりは捕物運搬車を以て之を運び去れども
なおも運び切れずして地上を覆ふ今庫中
に残れる物多ければ其物投げすて砲
に銃利不信なるものを投げて個人の手より之を

軍隊の利益として運搬を始めたるが人の私に
とて見るも抑へ難きこともありけれは將校は各々珠寶
を私せんとて法令を綿細することの幾多人ありしを知
らず一新宮を去らんとすれば又一新なる所あり古銅
器、時辰儀、錦文陶、金銀石並びの貨物類
投げ入る隨って出て來る事々として盡くることなき
の宝物なれば衆皆狂せるが如くなり終らざる迄
村の士民まで入り来て掠奪者の運搬に加勢する
ものもありしが此日あれだに國人が獣を戦夢
のことなれば價貴しくして至て高きことの如く漸く
多きに至れば重宝を獲ん大なるもの多く殊に珍
此の掠奪をなすもの皆浮動の者の満足して止

きる國しも犯すべしる周囲にて此の士人
等の重器を掠奪するあの余りにも之を持
めしめぬるの隨ひて之を奪ひ去る士人等ハ
唯の談論をめぐるのにて此し掠奪の
終りの將も軍や法令の其下ぞを生じ大混
雜を起しけること漸く甚しきに至れり

此日佛軍ハ有らん限りの亂暴を行ひたる後皇帝の便殿に入りて火を放ち陣を安定門外の一邑に移したるが是より後英佛兩軍とも士卒の談する所ハ離宮に於ける掠奪談にして數日間金銀、珠玉等の賣買盛んに行はれ大に富みたるあり又其役夫等ハ互に銀貨を遺取して爭論常に絶えざ是れよりして兵卒等の道路に爛醉して風紀を紊亂する者漸く多く掠奪の弊習日に長じて遂にハ近村良民の家を脅して强盜をおこすに至りたり嗚呼嚴霜烈日の如き三軍の號令も離宮一日の蒐塵に依つて此壞頽を來さ豈に悲しからざや

英軍に於てハ分捕品一切を其本營に陳列して公賣に附そると三日間士卒來て之を買求せんとそるもの上下となく相競ふて恰も狂人の如し其價の賤しきと宛がら昔物語に似て皇帝の御服ハ一領僅に百二十磅にて賣拂はれ賣上金合計三萬二千圓なり嗟夫れ清國皇帝をして此會に臨み其愛玩せる什物の斯る嘲笑的市場より運去らるゝを親しく見せしめバ已が追擬せんと企てたる夷狄等の如何に無禮なる

るかを怒り悲まん清帝たるもの豈に憫然おらざるや依て思ふに凡そ此世に國家法制の力と社會道德の制裁となくんゞ諸人の心に潜む貪慾の情ゝ勃然として頭を擡げ又恐るゝ所を知らざるに至るべし故に公然盜を爲して而も咎むる者なき時ゝ此離宮に於ける醜陋汚下の狀態と同じく社會ゝ惡心妬心の修羅場となり了るべし云々

以上云ふ所の文章は其の時分の新聞紙に載せたるものなれども今回の清國皇帝室の事件に就ては一度佛のあきらを偽やゝの罪を犯すを恐れしとて其事を敢てせしとなり

○去の四書を北京(十一月三十日)の古時朝の事件のる事なる平定中の四つ、こんなるのでも始めしきは紀元ともこんの又始りのそうもこんこ紀元はこんば

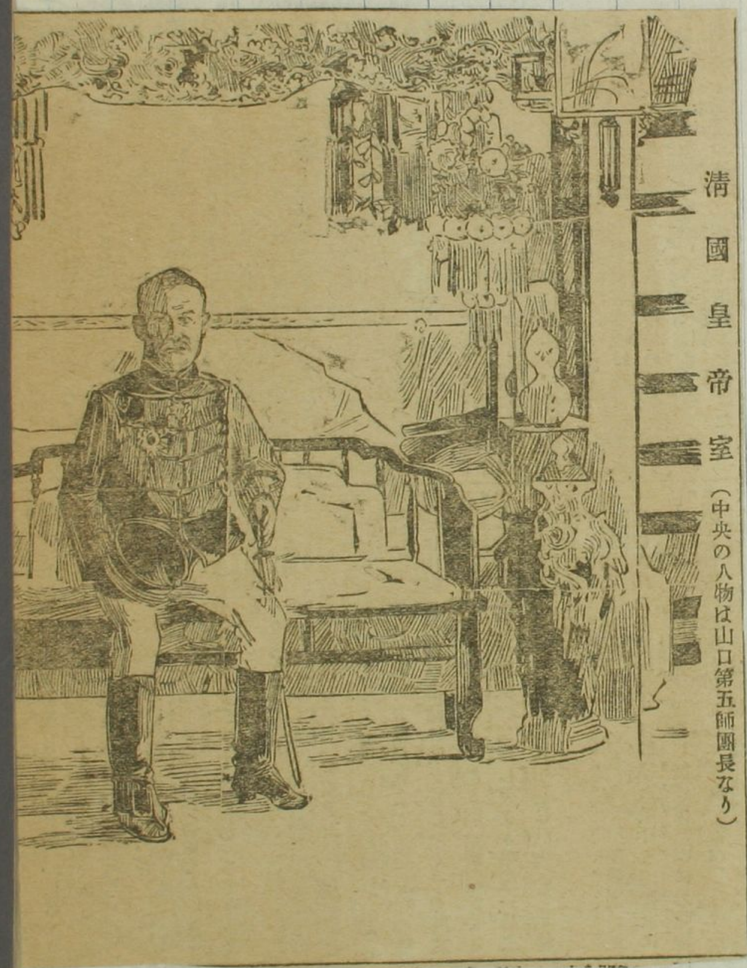

清國皇帝室（中央の人物は山口第五師團長なり）

紀元のひとき）第七編

端郡王の
つらもえん
ゑの

以下全て

白　紙

明治三十三年十一
月新潟市
十七銀行